

令和4年3月23日
福祉部長寿応援課

公有地への特別養護老人ホーム等の整備について

高齢化が進むなか高齢者が安心して生活できる環境整備を図るため、東京都が推進する「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」に則り、東京都との連携の下、都有地に特別養護老人ホーム等を整備する。

1 概要

- (1) 計画地 江東区亀戸九丁目221番1 (地番)
敷地面積 3023.85㎡ (契約締結時に確定)
- (2) 施設概要 構造・階数未定
- ①特別養護老人ホーム (定員120名程度)
 - ②ショートステイ (定員12名程度)
 - ③介護専用型ケアハウス (定員30名以上)
 - ④都市型軽費老人ホーム (定員5名以上20名以下)
 - ⑤地域交流スペース
- (3) 事業者選定方法 プロポーザル方式により選定。
- (4) 整備・運営方法 区が都有地を借受け、選定した事業者に転貸し、事業者が整備・運営をする。

2 今後の予定

- | | |
|------------|------------------|
| 令和4年4月～7月 | 整備・運営事業者の公募 |
| 令和4年7月～10月 | 事業者選定、事業者決定協議 |
| 令和4年10月以降 | 整備・運営事業者の決定、設計開始 |
| 令和5年度 | 着工 |
| 令和7年度 | 開設 |

3 計画地

